

第2章 「職業訓練用教科書」の作成過程と使用実態

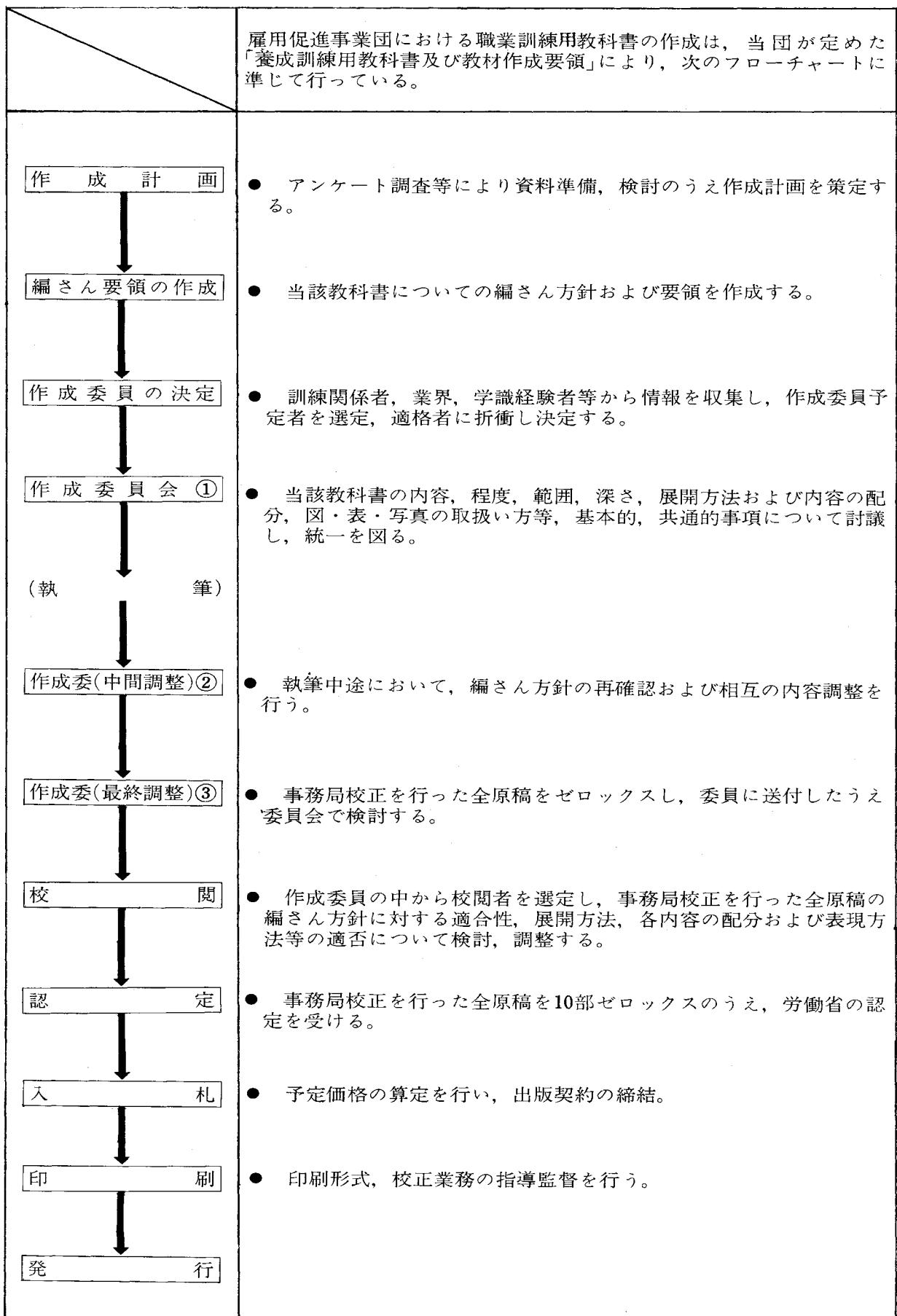
— 教科書別の数量的統計を中心として —

第1節 職業訓練用教科書作成過程の実態

職業訓練用教科書の作成は、昭和45年5月18日付「養成訓練用教科書及び教材作成要領」（要領第13号⁽¹⁾）に基づくことになっている。この要領の構成は、①目的、②教科書および教材の作成方針、③教科書および教材の作成方法、④著作権、⑤監修および認定、⑥作成委員の謝金等、⑦改訂、付則、となっている。

ここでは、1冊の職業訓練用教科書が認定され発行されるまでの過程の実態を、二、三の事例をとおして明らかにしたい。まず最初に、この作成過程を図示すれば図2-1のとおりである。すなわち、その過程はおよそ6段階に分けることができる。その第1段階は、雇用促進事業団職業訓練部教材課が年度当初に作成すべき職業訓練用教科書を決定し、当該教科書の編さん方針および要領を作成する段階である。その第2段階は、当該教科書の編さん方針および要領に基づき、雇用促進事業団理事長が教科書作成委員を委嘱する段階である。委員は、学識経験者または職業訓練指導員のうちから10名以内を委嘱することになっている。その第3段階は、当該教科書の作成委員会が設置され、各委員によって原稿が執筆される段階である。委員会は一般に3回ほど開かれ、その過程において執筆内容、程度等が決められ、各分担執筆者間の調整が行われるとともに、委員会としての最終原稿がまとめられる。その第4段階は、校閲の段階である。校閲者は、原則として作成委員会ごとに当該作成委員の中から推薦を受けた者がこれに当たることとなっている。その第5段階は、校閲された原稿を労働大臣が認定する段階である。その第6段階は、認定された教科書が入札された後、印刷され発行される段階である。

次に、事例によってその作成過程の実態を明らかにしたい。専修訓練課程



(雇用促進事業団職業訓練部教材課の資料による)

図 2-1 職業訓練用教科書の作成方法

専修訓練課程用「ブロック施工法」の場合	高等訓練課程用「配管製図」の場合	実技教科書「時計修理」の場合																																							
<ul style="list-style-type: none"> 専修訓練課程用「ブロック建築〔I〕構造・施工・材料編」を改訂し、教科の科目別に分冊したものである。 委員数 5名（訓練関係者2名、民間 3名） 委嘱期間 昭45.9.3～46.9.2 委員会開催数 5回 <table> <tr><td>第1回</td><td>9/17</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>10/15</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>11/13</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>2/18</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>4/15</td><td>出席者 4名</td></tr> </table> 標準 3回の委員会では脱稿ができず、促進を図るため委員会の回数を多くした。 5名の作成委員のうち、直接執筆した委員は 2名、校閲者 1名である。他の委員は資料、意見の提供者として参加する。 認定月日 昭48.2.28 定価 330円 A5判 144ページ 出版年月日 昭49.1 	第1回	9/17	出席者 4名	第2回	10/15	出席者 4名	第3回	11/13	出席者 4名	第4回	2/18	出席者 4名	第5回	4/15	出席者 4名	<ul style="list-style-type: none"> この教科書は昭和44年11月より配管科の「配管概論」「配管施工法」「管工作法」「配管材料」とともに同時作成したものであり、そのため各教科書の内容調整などに時間を費やした。また、昭和44年には、このほか30冊に及ぶ教科書の作成に着手した関係から事務局で業務を消化しきれず、結局2年近くの期間を脱稿に要した。 委員数 2名（訓練関係者 1名、民間 1名） 委嘱期間 定めず昭和44年より、(昭和44年には教科書作成委員の取り扱いに関する要領ができていなかったため、脱稿までを期間としている。) 委員会開催数 2回 <table> <tr><td>第1回</td><td>11/20</td><td>出席者 2名</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>12/10</td><td>出席者 2名</td></tr> </table> 認定月日 昭47.3.30 定価 1,000円 B5判 204ページ (ほかに付図7) 出版年月日 昭48.12 	第1回	11/20	出席者 2名	第2回	12/10	出席者 2名	<ul style="list-style-type: none"> この教科書は、いわゆる希少教科書として作成したものである。(本部で買上げる方式)認定後、出版まで長期間を要した理由は、希少扱いの事務処理等のためである。 委員数 5名（訓練関係者 2名、民間 3名） 委嘱期間 昭45.9.3～46.9.2 委員会開催数 6回 <table> <tr><td>第1回</td><td>9/18</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>10/5</td><td>出席者 5名</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>10/23</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>11/20</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第5回</td><td>3/8</td><td>出席者 4名</td></tr> <tr><td>第6回</td><td>4/16</td><td>出席者 4名</td></tr> </table> 実技教科書の作成委員会は、6回を基準としている。その理由は、工作法(施工法)はその手順の決定等、細部にわたっての討議が必要であるからである。 校閲者は、民間、訓練校、各 1名を選んだ。 認定月日 昭47.11.25 定価 2,630円 (ただし訓練生 900円) B5判 129ページ 出版年月日 昭50.3 	第1回	9/18	出席者 4名	第2回	10/5	出席者 5名	第3回	10/23	出席者 4名	第4回	11/20	出席者 4名	第5回	3/8	出席者 4名	第6回	4/16	出席者 4名
第1回	9/17	出席者 4名																																							
第2回	10/15	出席者 4名																																							
第3回	11/13	出席者 4名																																							
第4回	2/18	出席者 4名																																							
第5回	4/15	出席者 4名																																							
第1回	11/20	出席者 2名																																							
第2回	12/10	出席者 2名																																							
第1回	9/18	出席者 4名																																							
第2回	10/5	出席者 5名																																							
第3回	10/23	出席者 4名																																							
第4回	11/20	出席者 4名																																							
第5回	3/8	出席者 4名																																							
第6回	4/16	出席者 4名																																							

図2-2 職業訓練用教科書の作成過程の事例

用の「ブロック施工法」，高等訓練課程用の「配管製図」，実技教科書「時計修理」の作成過程を示すと，図2-2のとおりである。この図から明らかなとおり，①教科書作成委員は，それぞれ5名，2名，5名であり，少数の委員によって教科書が執筆されていること。②執筆期間がそれぞれ7箇月，20日，7箇月であり，この期間は第1章第4節の執筆者側の意見から明らかのように，時間的に短かすぎること。③作成委員の最終原稿から発行までの期間がそれぞれ2年9箇月，4年，3年11箇月であり，現在の教科書形態では最新の資料・情報を盛り込むことが不可能であること。④所要の校正が当該作成委員にゆだねられ，正確・厳密さを欠くため，教科書であるにもかかわらず校正の初歩的ミスはもちろんのこと，誤記をもチェックできること，等を指摘できる。

第2節 職業訓練用教科書の使用実態

養成訓練における職業訓練用教科書および教材は，次のような作成方針に依拠することになっている。すなわち，「養成訓練用教科書及び教材作成要領」によれば，

- (1) 教科書は，職業訓練法施行規則（昭和44年10月1日労働省令第24号）に定める訓練課程別の職業訓練に関する基準に基づき，かつ，労働省職業訓練局の作成する職業訓練教科編成指導要領に準拠して作成するものとする。
- (2) 専修訓練課程用教科書及び高等訓練課程用教科書は，上記(1)の職業訓練に関する基準に定める専門学科の科目別に，実技教科書は，前記基準の訓練科別に作成するものとする。
- (3) 教科書の内容は，上記(1)の職業訓練に関する基準並びに職業訓練教科編成指導要領に定める訓練目標，教科，訓練期間及び訓練時間に適合するものであって，訓練生が習得する技能と密接に関連した基礎的，応用的及び実際的知識を付与できるものとし，かつ，産業界における設備，機械などの近代化に伴なう生産技術の進歩等が十分考慮されたものとする。
- (4) 教材は，原則として教科書の内容のうち，教科書による方法のみでは適切な指導が困難であるが，視聴覚化することにより，訓練生の理解度を高

めうる事項について作成するものとする。

ことになっている。つまり、職業訓練用教科書および教材は、これまで「訓練生が習得しようとする技能の裏付けとなる知識を系統的に付与し、訓練効果を高める」⁽²⁾目的のもとに作成されてきたのである。

ところで、このような方針のもとに作成された各種職業訓練用教科書は、公共職業訓練校においてどのように使用されているのであろうか。ここでは、労働省職業訓練局が昭和51年6月にまとめた「職業訓練用教科書使用実態調査結果報告書」⁽³⁾の資料を手がかりに、その使用実態を明らかにするとともにその分析から、現行の公共職業訓練用教科書のはらむ諸問題を考察したい。このために、「報告書」では公共並びに認定職業訓練校における専門学科および実技教科書の使用実態を各訓練科ごとに整理しているが、しかし、ここではその使用実態を公共養成訓練に絞り、かつ、それを教科書ごとに再整理することにした。⁽⁴⁾そしてその再整理にあたっては、現行職業訓練用教科書がはらんでいる問題の所在を明らかにするために、その使用実態を「専修訓練課程用教科書」と「高等訓練課程用教科書」に区分し、さらにそれぞれについて「共通基礎的な教科書」⁽⁵⁾と「専門的な教科書」⁽⁶⁾に分けて分析した。というのは、その第一に、養成訓練用教科書は「作成要領」にみられるとおり訓練課程別の職業訓練基準に基づき、専修訓練課程用の教科書と高等訓練課程用のそれとに分けて作成され、前者は専修訓練課程において、また、後者は高等訓練課程においてそれぞれ「使用するよう努めなければならない」⁽⁷⁾となっていること。その第二に、この各訓練課程において使用される教科書の内容は、各訓練科にまたがる、いわば共通基礎的あるいは概論的なものと、訓練科ごとの専門教科目にかかる専門的なものとに分けることができるからである。とまれ、このような二つの視点から公共職業訓練校における養成訓練用教科書の使用実態を分析することによって、そこに内在する問題を明らかにしたい。

なお、「報告書」に調査対象として掲げられている訓練科は、77訓練科延べ1,844校であり、これを訓練課程別および設置主体別にみると、表2-1のとおりである。

表2-1 訓練課程別職業訓練用教科書使用の状況

「職業訓練甲級科計畫使用率統計調查結果報告書」，昭和 51 年 6 月 労働省職業訓練局

光学ガラス加工工科（専修割練課程）を除く

訓練課程別では高等訓練課程が42%（延べ769校）を占めており、そのうち、雇用促進事業団立の総合高等職業訓練校が73%（延べ561校）となっている。また、労働省が作成または認定した専門学科および実技教科書のうち、調査時点において使用可能な状況にあった教科書は294種類である。これを同報告書にみられる教科書名により、訓練課程および教科ごとに整理すれば、表2-2のとおりである。すなわち、その使用率は、①全体で68%強となっていること。②専門学科の教科書について専修訓練課程では82%，高等訓練課程では62%が使用され、両者の間に差異が認められること。③専門学科教科書と実技教科書との間ではあまり差が認められないこと、を指摘できる。

表2-2 労働省作成および労働省認定教科書の使用状況

(昭和50年4月末現在)

		労働省作成教科書			労働省認定教科書			合 計		
		作成数	使用数	使用率	認定数	使用数	使用率	発行数	使用数	使用率
専 門 学 科	専修訓練課程用教科書	56	53	% 94.6	33	20	% 60.6	89	73	% 82.02
	高等訓練課程用教科書	58	36	62.1	113	70	61.9	171	106	61.98
	小 計	114	89	78.1	146	90	61.6	260	179	68.84
実 技 教 科 書		15	15	100.0	19	7	36.8	34	22	64.70
合 計		129	104	80.6	165	97	58.8	294	201	68.36

- 作成数および認定数は、労働省職業訓練局指導課の資料による。
- 使用数は「職業訓練用教科書使用実態調査結果報告書」による。
- 「塗装TS版」および雇用促進事業団職業訓練部編「機械製図」「木工製品」を除く。

(1) 共通基礎的な教科書

では、個々の教科書はどのように使用されているのであろうか。まず、共通基礎的な教科書の使用実態は別表1のとおりである。すなわち、訓練科にまたがる使用を意図して作成または認定された教科書は、専修訓練課程に6種類⁽⁸⁾、高等訓練課程に17種類をあげることができる。このうち、特に、専修訓練課程用として作成された「生産工学大意」は77訓練科中52訓練科に、また、「安全衛生」は44訓練科でそれぞれ使用され、その作成目的に対しても機能していることが指摘できる。これに比し、高等訓練課程用として作成

されたもののうち、特に「安全作業法」、「機械および電気」、「製図（基礎編）」はあまり使用されていない。中でも「機械および電気」は、専門学科にその科目がある⁽¹⁰⁾13訓練科内で、製版・印刷科12校のうち1校、塗装科48校のうち8校が使用するにとどまっている。この事実は何を意味するのであろうか。端的にいえば、「機械工学概論」、「電気工学概論」、「機械〔I〕機械工学大意編」が「機械および電気」を代替し、「機械および電気」の教科書はその使用実態の点では、形がい(骸)化しているのである。「製図（基礎編）」についても同様なことが指摘できる。すなわち、その使用状況は機械科（1校 以下同じ）、電子機器科(1)、電気機器科(2)、自動車整備科(1)、建設機械整備科(1)、配管科(1)、土木科(1)、塗装科(1)にとどまり、8訓練科延べ9校にすぎない。このことは、後述する認定外参考図書「製図用文字練習帳」⁽¹¹⁾が31訓練科延べ260校に使用されている事実から、認定教科書「製図（基礎編）」の形がい化ともいえよう。

また、「安全作業法」の使用状況も、鋳造科(1)、機械科(10)、溶接科(3)、板金科(2)、電子機器科(3)、電気機器科(1)、航空機整備科(1)、塗装科(2)、デザイン科(1)の9訓練科延べ24校にすぎない。つまり、大半の高等訓練課程においては、専修訓練課程用の「安全衛生」が使用されていることを指摘できるのである。

次に、このような教科書作成方針と使用実態のずれをもう少し詳述するために、訓練課程別に作成された共通基礎的な教科書が、専修・高等訓練課程のそれぞれにおいてどのように使用されているかを明らかにしたい。統計資料の制約から、ここでは総合高等職業訓練校における高等訓練課程を対象としたい。⁽¹²⁾

共通基礎的な教科書において、高等訓練課程用のそれがあるにもかかわらず、専修訓練課程用の教科書が使われているものは、「生産工学入門」・「生産工学概論〔I〕、〔II〕」→「生産工学大意」、「安全作業法」→「安全衛生」、「機械工学概論(上)、(下)」・「機械工学概論」→「機械〔I〕機械工学大意編」である。総合高等職業訓練校37訓練科延べ561校のうち、それぞれの使用状況は、「生産工学大意」(62.2% 使用率=使用訓練科数/37訓練科, 以下同じ)、「安全衛生」(54.1%)、「機械〔I〕」(32.4%)

である。これに比し、高等訓練課程用の使用率は、「生産工学入門」(35.1%)，「生産工学概論〔I〕(40.5%)・同名〔II〕(16.2%)」，「安全作業法」(21.6%)，「機械工学概論(上)(10.8%)・同名(下)(10.8%)」，「機械工学概論」(37.8%)となっている。このような使用状況から、高等訓練課程用の共通基礎的な教科書として作成された上記7種類の教科書は、少なくとも実態的には訓練課程別に作成する意味を失いつつあるといえる。したがって、教科書の種類によっては、訓練課程別の作成方針は再検討されるべき必要性があろう。

(2) 専門的な教科書

専門的な教科書は、専修訓練課程用では、①「○○科」の訓練を受ける人びとのための教科書⁽¹³⁾，②「○○関係」の訓練を受ける人びとのための教科書⁽¹⁴⁾，③当該訓練課程の養成訓練で用いる「科目」の教科書⁽¹⁵⁾という名のもとに作成されている⁽¹⁶⁾。これに比し、高等訓練課程用では、当該訓練課程の養成訓練で用いる「科目」の教科書という名のもとに作成されている。その使用実態は別表2および別表3のとおりである。専修訓練課程用の教科書が、各訓練科との関連においてどのように使用されているかを明らかにするために、「科のための教科書」51種類の例によって分析すると、次の二つのタイプに分けることができる。その第一類型は「機械〔II〕」，「溶接〔I〕」，「建築〔I〕」等のように多くの訓練科にまたがって使用されている教科書である⁽¹⁷⁾。その第二類型は、「電気機器〔II〕」，「冷凍機器設備(上)，(中)，(下)」等のように当該訓練科のみに使用されている教科書である⁽¹⁸⁾。

次に高等訓練課程用の教科書であるが、「科目の教科書」としては101種類のものが使用されている⁽¹⁹⁾。この各種類の教科書の類型別使用実態は、「報告書」資料だけでは明らかにしない⁽²⁰⁾。ただ、別表3から、第一類型の教科書として「機械材料」(職業訓練教材研究会)，「同名」(雇用問題研究会)，「材料力学」(職業訓練教材研究会)，「同名」(雇用問題研究会)等を、また、その第二類型として「鋳造作業法」，「機構学」，「電子計測及び工業計測」等をあげることができる。

最後に、専門的な教科書が専修・高等訓練課程のそれにおいて、どの

ように使用されているかを明らかにしたい。なお、共通基礎的な教科書と同様に統計資料の制約から、ここでは総合高等職業訓練校における高等訓練課程を対象としたい。その使用実態について代表的なものを掲げると、表2-3のとおりである。その使用類型は、A型として、高等訓練課程用の専門的な教科書が作成されているにもかかわらず、専修訓練課程用のそれが高い比率で使用（以下、使用率という）されているもの、B型として、専修訓練課程用でなく認定外の参考図書が使用されているもの、C型として、高等訓練課程用の教科書が作成されていないため、専修訓練課程用あるいは認定外参考図書のそれが使用されているものをあげることができる。A型の教科書について使用率80%以上のものは、「溶接〔I〕・〔II〕」、「板金〔I〕」、「自動車整備〔I〕・〔II〕・〔III〕・〔IV〕・〔V〕」、「配管〔I〕・〔III〕」、「塗装」である。B型の教科書においては、使用率80%以上のものはない。比較的の使用率の高い認定外参考図書をあげると、電気機器科における「電気設備技術基準（オーム社）」（75.0%）、電気工事科における「同図書」（78.9%）、自動車整備科における「自動車整備技術、3級シャシ〔上〕・〔下〕（日本自動車整備振興会連合会）」（53.3%）、「同3級ガソリンエンジン〔上〕・〔下〕（日本自動車整備振興会連合会）」（53.3%）である。C型の教科書において、専修訓練課程用の教科書を使用している訓練科は冷凍空気調和機器設備科の2校にすぎず、その使用率を掲げる意味はあまりない。また、認定外参考図書を使用しているものをあげると、電子機器科における「電子製図（コロナ社）」（35.0%）、塗装科における「危険物関係法令集（全国加除法令出版）」⁽²¹⁾（22.2%）等で、いずれも使用率80%以下である。

このような使用実態から、特にA型およびB型の教科書に問題があることが指摘できよう。A型については、少なくともその使用実態からみれば、訓練課程別教科書の作成は形がい化しているといえる。また、B型については、その参考図書名から明らかなように、資格取得と密接にかかわっていることが指摘できる。換言すればこのことは、高等訓練課程用の教科書も今後資格取得にかかわる訓練科においては、この種の視点から教科書の内容、形態等が吟味される必要性を示唆するのではなかろうか。

表2-3 総合高等職業訓練校における使用実態

使用率 = $\frac{\text{該訓練科使用校數}}{\text{該訓練科延べ校數}} \times 100$

(3) 実技教科書

実技教科書の作成は「作成要領」第2項が規定するように、専修・高等訓練課程別の作成方針は現在のところとられていない。⁽²²⁾したがって、その使用実態の分析の力点を次の二点に設定したい。その第一は、訓練科別に作成された実技教科書の当該訓練科における使用状況であり、その第二は、実技教科書の作成されていない訓練科における代替実技教科書の使用状況である。

まず、前者についてであるが、その使用状況は別表4のとおりである。実技教科書が作成されている訓練科は、調査対象77訓練科のうち19訓練科である。これら実技教科書はその使用状況から、専門的な教科書と同様に、二つの類型に分けることができる。

第一類型は、各訓練科にまたがって使用されているものであり、代表的なものとして「溶接」、「機械」、「仕上」、「木工」がある。⁽²³⁾これに比し、第二類型は、当該訓練科内でのみ使用されているものであり、「鋳物」、「時計修理」、「製材機械整備」、「洋服」である。これらの実技教科書が作成方針に沿って、それぞれの訓練科内においてどの程度使用されているかをみると次のとおりである。すなわち、当該訓練科内における使用率70%以上の実技教科書は、「機械」、「仕上」⁽²⁴⁾、「溶接」、「構造物鉄工」、「板金」、「木工」、「配管」等であり、その使用率が50%以下のものは、「鋳物」、「電子機器」、「ラジオ・テレビ」、「電気機器」、「時計修理」、「洋服」、「塗装」である。

次に、実技教科書の作成されていない58訓練科をみると、他の訓練科の実技教科書を利用している12訓練科と⁽²⁵⁾、その他の参考書等を利用していると推測される46訓練科とに分けることができる。まず、前者において、比較的多くの訓練校で設置されている訓練科、すなわち、機械製図科（調査対象延べ51校、以下同じ）、左官科(33)、金型科(9)、建設機械整備科(9)、製罐科(8)、冷凍空気調和機器設備科(8)、デザイン科(8)を例にしてその利用状況を分析すれば、次のとおりである。機械製図科では「機械」、左官科では「ブロック建築」・「タイル張り」、金型科では「機械」・「仕上」、建設機械整備科では「溶接」・「自動車整備」・「同別冊」、製罐科では「構造物鉄工」・「板

金」，冷凍空気調和機器設備科では「配管」，デザイン科では「木工」の実技教科書がそれぞれ利用されている。後者についてみると，当該訓練科の実技教科書が作成されず，しかも，代替教科書として他科の実技教科書を利用していないことから，そこで使用されている実技教科書はさまざまな認定外参考図書，あるいは指導員の自作テキストがその役割を果たしているものといえよう。

以上のような，共通基礎的な教科書，専門的な教科書，実技教科書の実態分析から，そこにはらむ問題点として，次のようなことが指摘できる。

その第一は，専修訓練課程用の共通基礎的な教科書および専門的な教科書は，その使用率からみてほぼ，作成方針どおり使用されているが，しかし，高等訓練課程用のそれらでは，一部を除き使用率が極めて低いことである。特に「生産工学入門」・「生産工学概論〔II〕」・「安全作業法」・「機械工学概論(上)，(下)」・「機械および電気」・「製図(基礎編)」，さらに「機構学」・「機械の要素」・「機械工作法」・「機械製図」・「旋盤作業法」・「仕上げ作業法」・「フライス盤作業法」・「溶接法」・「板金工作法〔I〕，〔II〕」・「電気応用(自動制御)」・「自動車の構造」・「内燃機関の構造」・「自動車整備法」・「自動車電気装置」・「自動車検査法」・「管工作法」・「配管施工法〔I〕，〔II〕」がそれである。

その第二は，少なくとも上記の教科書においては，これら教科書の代替教科書として専修訓練課程用の教科書が多く使用されていることから，専修・高等訓練課程別教科書の作成方針を今後再検討する必要があることである。

その第三は，資格取得にかかる訓練科の教科書，例えば，「溶接法」・「自動車整備法」等においては，今後資格取得とのかかわりでその内容的吟味が必要とされることである。

その第四は，これまで専門学科教科書では縦断的使用，つまり，当該訓練科の当該科目のための使用を意図して作成されてきたが，しかし，教科書によつては専門基礎的な，いわば横断的使用の教科書も存在していることである。前者の教科書としては，「電気機器〔II〕」・「冷凍機器設備(上)，(中)，(下)」，さらに「鋳造作業法」・「機構学」・「電子計測及び工業計測」

等である。また、後者のそれとしては、「機械〔II〕」・「溶接〔I〕」・「建築〔I〕」、さらに「機械材料」・「材料力学」等をあげることができる。したがって、このことから、今後専門学科教科書の作成にあたっては、この二つの性格の差異を考慮しなければならないであろう。なお、この指摘は、実技教科書の作成においても同様に考慮されなければならない。

その第五は、実技教科書の整備率が低く(24.6%)、これを補うため実技教科書の使用は主として他の訓練科の実技教科書および認定外参考書の利用、あるいは指導員の自作テキスト等に大きく依存していることである。職業訓練の中核が実技訓練にあるとするならば、今後、その整備率の向上が強く望まれるところではなかろうか。

第3節 その他の参考図書の使用実態

既に表2-2で考察してきたように、労働省作成および労働省認定教科書がすべての訓練科について整備されているわけではない。したがって、職業訓練用教科書の未整備を補うために各訓練校では職業訓練用教科書以外の、いわゆるその他の参考図書が利用されている。その使用実態は、「報告書」によれば表2-4のとおりである。

ところで、各訓練校が使用している約250社1,500種類の参考図書は、どのような使われ方をしているのであろうか。その使用状況から、この種の参考図書は三つの類型に分けることができる。その第一類型は、横断的使用図書であり、その第二類型は、縦断的使用図書であり、その第三類型は、地域の事情、指導員の判断等により、いわば分散的に使用されている図書である。

第一類型の代表的な図書として、5訓練科以上にまたがるものを探げると別表5のとおりである。このうち「製図用文字練習帳(雇用問題研究会)」(31訓練科、以下同じ)、「ガス溶接作業の安全(中央労働災害防止協会)」(19)、「機械製図(実教出版)」(12)は、特に訓練科へのまたがりが広範な例である。⁽²⁶⁾

第二類型のそれを掲げると、別表6のとおりである。これらの図書は同一訓練科内で、しかも、それが10校以上で使用されているものである。このう

表2-4 労働省作成又は認定以外の図書の種類および発行所名

使用されている図書の種類 発行所名		使用されている図書の種類 発行所名	
実教出版	135	全国自動車整備学校連盟	10
オーム社	124	日本建築学会	"
コロナ社	60	日本商工出版	"
東京電機大学	54	理工図書	9
理工学社	46	モリサワ	"
一橋出版	40	彰国社	"
日本自動車整備振興会連合会	35	パワー社	8
電波振興会	30	日本規格協会	"
航空整備協会	25	写研	"
医歯薬出版	23	交文社	"
産報	21	大阪科学技術センター	7
富士通	"	ダヴィッド社	"
日刊工業新聞社	20	日本電気	"
山海堂	19	光文社	"
電気学会	17	近代科学社	6
日本測量協会	"	無線技術者教育協会	"
共立出版	16	大河出版	"
美術出版社	"	日本印刷技術協会	"
日本理容美容教育センター	"	東京法令出版	"
全国加除法令出版	15	海文堂出版	"
中央経済社	"	洋装社	"
中央労働災害防止協会	14	日本ボイラー協会	5
学芸出版社	"	近畿工高建築連盟	"
文化服装学院	"	ジャパンマシニスト社	"
総文館	"	日本印刷新聞社	"
日本放送協会	13	工学図書	"
丸善	"	日本建築技術者指導センター	"
大原出版	"	技報堂	"
日本電気協会	"	グノモン社	"
精文館	"	朝倉書店	"
森北出版	12	アトリエ出版 等 18社	4
産業図書	"	雇用問題研究会等 21社	3
実務教育出版	"	全国板金工業会等 45社	2
科学書籍出版	11	日本塗装工業会等 106社	1
CQ出版	"	計	257社
啓学出版	"		1,501種類
昭晃堂	"		

「職業訓練用教科書使用実態調査結果報告書」より

ち、電気工事科における「電気設備技術基準（オーム社）」の62校（63.3%）、使用率=当該訓練科内の使用校／当該訓練科の調査校、以下同じ）、自動車整備科における「自動車整備技術・3級シャシ〔上〕、〔下〕（日本自動車整備振興会連合会）」の86校（46.5%）、「同3級ガソリンエンジン〔上〕」84校（45.4%）、「同〔下〕」81校（43.8%）は、特に集中して使用されている例である。

第三類型のそれは、造園科における「誰にもわかる土と肥料（農文協）」、航空機整備科における「航空燃料と潤滑油（航空整備協会）」・「航空機整備と修理法（同）」、冷凍空気調和機器設備科の「冷凍関係法規集（日本冷凍協会）」、洋服科の「服装のすべて（洋装社）」、測量

科「7桁対数表（丸善）」・「測量関係法令集（日本測量協会）」、公害検査科「公害防止技術と法規（産業公害防止協会）」、港湾荷役科「クレーン運転士教本（日本クレーン協会）」、理容科・美容科「衛生法規（日本理容美容教育センター）」、デザイン科「西洋美術史（美術出版社）」・「日本美術史（同）」、電子計算機科「COBOL文法書（富士通）」、原子力科「ラジオ アイソトープ講義と実習（丸善）」等である。

以上の3類型の参考図書において、第二類型の図書の使用状況は極めて興味深い。すなわち、表2-5から明らかなとおり、電気工事科および自動車整備科では、職業訓練用教科書とその他の参考図書が併行的に使用されていることを示している。このことは何を意味するのであろうか。より詳細な分析が必要であるが、少なくともここでは、その使用理由が資格取得と密接にかかわっていることを指摘できるのではなかろうか。さらに、職業訓練用教科書の内容、形態を再検討する必要性は別表7からも指摘されよう。この表は、各訓練校で使用されている約250社1,500種類の参考図書のうち、特に多く使用されている製図・デザイン関係⁽²⁷⁾40社84種類の図書を掲げたものである。この表によれば、機械製図科、機械科、板金科は、「機械製図(上)、(下)」・「機械〔III〕材料・製図編」・「板金〔II〕材料・製図・法規編」、さらに「機械製図」・「改補機械製図」の職業訓練用教科書が作成されているにもかかわらず、これらの訓練科では多種類の参考図書を使用していることを示している。すなわち、その使用参考図書は機械製図科では9社17種類、機械科では6社13種類、板金科では8社10種類となっている。このうち、機械製図科延べ51校の

表2-5 専門的な教科書とその他の参考図書の対比

訓練科	区分	高 等 訓 練 課 程 用	專 修 練 課 程 用	その他の参考図書	備考
電気工事科(188校)	電気理論	3	2		
	電気材料	5			
	電気測定法	2			
	電気工事	3			
	発電設備及び変電設備	1			
	電気機器〔I〕	8			
	〔II〕	3			
	電気機器修理法	1			
	電工〔I〕電気理論編		82		
	〔II〕設計・施工編		74		
	〔III〕材料・製図・法規編		74		
	電気設備技術基準			62	オーム社
自動車整備科(185校)	高压電気工事技術教科書〔I〕			10	電気協会
	〔II〕			10	"
	〔III〕			10	"
	内線規定			12	"
	自動車の構造	8			
	内燃機関の構造	7			
	自動車整備法	6			
	自動車電気装置	6			
	自動車検査法	6			
	自動車整備〔I〕構造編		164		
	〔II〕内燃機関編		163		
	〔III〕整備編		159		
	〔IV〕電気装置・検査編		165		
	〔V〕材料・製図編		171		
	〔VI〕法規編		144		
	自動車整備技術 3級シャシ(上)			86	日整連
	" (下)			86	"
	" 3級ガソリンエンジン(上)			84	"
	" (下)			81	"
	" 3級ジーゼルエンジン(上)			47	"
	" (下)			44	"
	" 基礎自動車整備作業			44	"
	自動車整備講習用法令教材			29	"

39.2 %, 機械科延べ 252 校の 24.6 % が「機械製図（実教出版）」を、また、板金科延べ 103 校の 28.2 % が「板金板取展開図集（理工学社）」を使用している。これに比し、上記の職業訓練用教科書「機械〔III〕」は機械科の 48.8 % が、「機械製図（上）」「同（下）」はそれぞれ機械製図科の 13.7 %, 11.8 % が、「板金〔II〕」は板金科の 78.6 % が、さらに「機械製図」は機械科の 3.6 %, 機械製図科の 0 % が、「改補機械製図」はそれぞれ 4.0 %, 0 % となっている。このような職業訓練用教科書と認定外参考図書の使用実態から、「機械〔III〕」および「板金〔II〕」を除けば、認定外参考図書がこれらの訓練科において重要な役割を占めていることが指摘できる。このような事実から、今後職業訓練用教科書の再検討にあたっては、その他の参考図書から内容的にも形態的に多くのものを学ばなければならないであろう。

以上のような職業訓練用教科書の使用実態の分析から、①多数の職業訓練用教科書が作成されているにもかかわらず、約 250 社より 1,500 種類の認定外参考図書が使用されていること。②教科書の種類によっては、専修訓練課程用と高等訓練課程用とに分ける意味がなくなっていること。③専門学科教科書の種類によっては、訓練科ごとの科目のための教科書として作成している現行の作成方針は、意味がなくなっていること。④資格取得に關係のある訓練科においては、職業訓練用教科書はあまり機能していないこと。⑤職業訓練の中核が実技訓練にあるといいながら、実技教科書の整備率が低すぎること、を指摘できる。

このような職業訓練用教科書がはらむ問題を解明するためには、これまでの教科書作成方針の根本的再検討が必要となろう。そしてその検討にあたっては、例えば、小冊子、加除方式の教科書形態の適否、あるいは生徒用、教師用の二本建て教科書体制の必要性等についても考慮しなければならないのではなかろうか。

- (1) 昭和45年5月18日、雇用促進事業団要領第13号、「養成訓練用教科書及び教材作成要領」。巻末に資料5として掲げた。
- (2) 同上要領、1. 目的
- (3) 昭和50年4月末日現在の時点で、公共職業訓練施設（職業訓練大学校および職業訓練短期大学校を除く）の全部並びに無作為抽出で選定した認定職業訓練施設において実施している養成訓練に係る全訓練科を対象に、専門学科および実技の教科書について調査したものである。以下「報告書」という。
- (4) 資料の再整理にあたって次の作業を行ったため、同報告書の数字との間に若干の差異がある。
- ① 教科書名および発行所名のうち、記載上の誤りと思われるものについては、雇用問題研究会並びに職業訓練教材研究会等から昭和49年度および昭和50年度の教科書目録を収集し、確認したうえで訂正を行った。一例をあげれば、「旋盤作業法」（雇用問題研究会）は（職業訓練教材研究会）と訂正した。
- ② 教科書目録に記載のない教科書名については、労働省に報告された調査原票、あるいは現地訓練校への問い合わせ等により、確認したうえで訂正を行った。一例をあげれば、「ガス溶接技能者教本」（雇用問題研究会）は原票確認で（産報）へ、「レタリングの書き方」（斯文書院）は訓練校への電話確認で（アトリエ出版）と訂正した。
- ③ 職業訓練基準に規定のない訓練科については、一連の作業を終えた後、金属加工科は金属彫型科へ、写真印刷科は製版印刷科へ、タイプ経理科は経理事務科へ、事務科は一般事務科へそれぞれ含めて集計した。なお、光学ガラス加工科については、自作テキストのみの使用実態であるため集計から除外した。
- (5) ここでは、「共通基礎的な教科書」とは「生産工学」、「安全衛生」、「機械および電気」および教科書名が「○○概論」、「○○大意」、「○○の基礎」、「○○一般」となっているものとした。内容的にいえば、概論書的なもの、職種横断的使用が可能な基礎的、一般的なものである。
- (6) ここでは、「専門的な教科書」とは上記(5)に掲げた以外の教科書で、内容的には専門的なもの、職種縦断的使用が行われているものとした。ただし、例えば「機械(I)機械工学大意編」のように、機械科の専門的な教科書の一部を構成している場合には、「機械(I)」を共通基礎的な教科書であるとともに専門的な教科書であると解釈した。また、科目別訓練コーステキスト、職種別再訓練通信講座教科書、職業訓練職種作業分析シリーズについては、別表10としてまとめた。なお、職業転換訓練課程用の教科書「塗装TS版」は専修訓練課程へ、専門訓練用の教科書「機械製図」、「木工製品」は高等訓練課程へそれぞれ掲げた。
- (7) 職業訓練法第11条は、「養成訓練及び能力再開発訓練においては、労働大臣の認定を受けた教科書 又は労働大臣の作成する教科書を使用するように努めなければならない。」としている。

- (8) 専修訓練課程用の共通基礎的な教科書は、区分共通の「生産工学大意」・「安全衛生」と、各区分用の「機械〔I〕」、「第三角法による基礎図学」、「事務一般」、「和文タイプ〔I〕」がある。
- (9) 高等訓練課程用の共通基礎的な教科書は、区分共通の「生産工学入門」・「生産工学概論〔I〕,〔II〕」・「安全作業法」・「機械工学概論(上), (下)」・「機械工学概論」・「電気工学概論」・「機械および電気」・「製図(基礎編)」と、各区分用の「立体製図の基礎」、「時計概論」、「被服概論」、「合成樹脂概論」、「建築工学概論」、「配管概論〔I〕,〔II〕」がある。
- (10) 職業訓練法施行規則「別表第三」の「高等訓練課程の養成訓練の教科等に関する基準」における「専門学科」に、「機械及び電気」という科目がある訓練科は、「報告書」では次の13訓練科である。
- 紡機調整科、織機調整科、染色科、竹工芸科、製版・印刷科、建築科、左官科、ブロック建築科、建設科、プレハブ建築科、土木科、化学分析科、塗装科。
- また、「別表第二」の専修訓練課程では、鋳造科、鍛造科、紡機調整科、織機調整科、製版・印刷科、塗装科の6訓練科にその科目がある。
- (11) 「製図用文字練習帳」(雇用問題研究会)は、A4版 定価220円。一部にトレース用紙をつづり込み、大きさの異なる数字、記号、ローマ字、カナ、漢字、線の練習のほか、平面用器画、立体用器画等が内容となっている。
- (12) 専修訓練課程63訓練科延べ1,075校、および高等訓練課程51訓練科延べ769校について言及すればよいが、「報告書」では、都道府県設置による公共職業訓練校の専修・高等訓練課程の別が明確でないため、ここでは総合高等職業訓練校の高等訓練課程の分析にとどまった。
- (13) 「○○科」の訓練を受ける人びとのための教科書とは、「機械〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「溶接〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「板金〔I〕,〔II〕」、「電気機器〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「電工〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「ラジオ・テレビ〔I〕,〔II〕」、「自動車整備〔V〕,〔VI〕」、「建設機械〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「冷凍機器設備(上), (中), (下)」、「織布」、「男子服」、「洋裁」、「同名別冊」、「木工〔I〕,〔II〕」、「活版印刷」、「晒写印刷」、「タイプ印刷」、「建築〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「ブロック建築(構造力学・設備・製図・測量)」、「タイルれんが」、「配管〔I〕,〔II〕,〔III〕」、「機械製図(上), (下)」、「塗装」、「商業簿記」、「工業簿記」、「会計学」、「英文タイプ」、「事務一般」、「税法」、「商業英語」の51種類である。このうち、「自動車整備〔V〕」は労働省職業訓練局と雇用促進事業団職業訓練部の共編となっており、それ以外はすべて労働省職業訓練局編である。
- (14) 「○○関係」の訓練を受ける人びとのための教科書とは、「鋳造法」、「铸造」、「自動車整備〔I〕,〔II〕,〔III〕,〔IV〕」、「ブロック施工法」、「ブロック建築(構造・材料・積算)」、「珠算」、「和文タイプ〔I〕,〔II〕」の11種類で、いずれも労働省職業訓練局と雇用促進事業団職業訓練部の共編である。

- (15) 専修訓練課程の養成訓練で用いる「科目」の教科書とは、「金型工作法」、「電子工学」、「電子機器」、「電気理論」、「写図」の5種類で、いずれも雇用促進事業団職業訓練部編である。
- (16) 専修訓練課程用教科書の作成方針は、時間的には①から③の方向に進みつつある。これは昭和45年5月に、新たに「養成訓練用教科書及び教材作成要領」が規定されたことに起因するものといえよう。
- (17) 第一類型の教科書は、「機械〔I〕(当該科を含め23訓練科、以下同じ)」、「同名〔II〕(14)」、「同名〔III〕(16)」、「溶接〔I〕(6)」、「同名〔II〕(5)」、「同名〔III〕(5)」、「板金〔I〕(4)」、「同名〔II〕(5)」、「電気機器〔I〕(3)」、「同名〔III〕(2)」、「電工〔I〕(6)」、「同名〔II〕(2)」、「同名〔III〕(2)」、「ラジオ・テレビ〔I〕(2)」、「自動車整備〔V〕(2)」、「同名〔VI〕(4)」、「建設機械〔I〕(2)」、「同名〔II〕(2)」、「男子服(2)」、「洋裁(2)」、「同名別冊(3)」、「木工〔I〕(3)」、「同名〔II〕(2)」、「活版印刷(2)」、「謄写印刷(3)」、「建築〔I〕(8)」、「同名〔II〕(7)」、「同名〔III〕(7)」、「ブロック建築(2)」、「タイルれんが(2)」、「配管〔I〕(2)」、「同名〔II〕(2)」、「機械製図〔上〕(5)」、「同名〔下〕(4)」、「塗装(2)」、「商業簿記(2)」、「工業簿記(2)」、「会計学(2)」、「事務一般(2)」、「税法(3)」がある。このことは、「関係のための教科書」においても同様の傾向がみられる。また、「科目の教科書」においても、基準に設定されている「科目」に伴い、訓練科にまたがった使用がされている。
- (18) 第二類型の教科書は、「電気機器〔II〕」、「ラジオ・テレビ〔II〕」、「建設機械〔III〕」、「冷凍機器設備(上)、(中)、(下)」、「織布」、「タイプ印刷」、「配管〔III〕」、「英文タイプ」、「商業英語」がある。
- (19) 別表3に掲げた102種類の教科書のうち、「広告美術 施工法と材料(2)ディスプレイ編」は、「広告美術工」の教科書として作成されている。
- (20) ここで明らかにしえなかつた理由は、①「報告書」の統計では、都道府県設置による公共職業訓練校の専修・高等訓練課程の別が明確でないこと。②さらに、101種類の教科書それぞれに該当する科目を、基準「別表第三」に照合しなければならないこと、による。
- (21) 塗装科における高等訓練課程用教科書「塗装法(上巻)」は、第2章 安全衛生の中(69ページ)で関係法規について次のように触れている。
- 「11. 塗料および溶剤の中には、消防法などの法規により危険物として指定されているものがあるので、十分にこれら法規類を理解し、遵守するようにしなければならない。なお、関係法規は次のとおりである。
- 消防法(法律第186号)
危険物の規制に関する政令(政令第306号)
危険物の規制に関する総理府令(総理府令第55号)
火災予防都道府県条例(東京都は条例第65号)
火災予防都道府県条例施行規則(東京都は規則第100号)

※防災参考書

危険物の防災実務 東京消防協会刊

危険物関係法令集 同 上

- (22) 調査時点における実技教科書は、専修訓練課程の訓練のための「ラジオ・テレビ」、「タイル張り」、「配管」、並びに養成訓練および能力再開発訓練のための「機械」、「仕上」等、22種類のものが使用されている。「ラジオ・テレビ」、「タイル張り」、「配管」の実技教科書は専修訓練課程用として作成されているが、いずれも「作成要領」が策定される以前に作成されたものを今日使用しているにすぎない。したがって、これらの実技教科書は「作成要領」第2項に矛盾するものではない。
- (23) 第一類型の実技教科書は、「機械（当該科を含め5訓練科、以下同じ）」、「仕上(5)」、「金属プレス(2)」、「溶接(8)」、「構造物鉄工(2)」、「板金(4)」、「電子機器(2)」、「電気機器(2)」、「電工(2)」、「ラジオ・テレビ(2)」、「自動車整備(3)」、「同名別冊(3)」、「木工(5)」、「建築(2)」、「ブロック建築(4)」、「タイル張り(2)」、「配管(2)」、「塗装(2)」がある。
- (24) 実技教科書「機械」・「仕上」の使用率は、機械科延べ252校のうち、機械専攻科および仕上専攻科の別が「報告書」に明らかでないため、その合計数をもって算出した。
- (25) 他科の実技教科書を利用している訓練科は、次の12科である。金型科、製罐科、金属成型科、造船科、建設機械整備科、農業機械整備科、冷凍空気調和機器設備科、木材工芸科、左官科、インテリア・サービス科、機械製図科、デザイン科。
- (26) 第一類型の図書は、そのほか、「新電気一般（実教出版）」・「電気の理論（東京電機大学）」（10訓練科、以下同じ）、「最新初等電気（東京電機大学）」・「アーク溶接作業の安全（中央労働災害防止協会）」・「新編JIS機械製図（森北出版）」(8)、「ガス溶接作業主任者教本（中央労働災害防止協会）」・「建築構造（実教出版）」・「機械製図（科学書籍出版）」(7)、「機械材料（実教出版）」・「機械工作1（同）」・「建築工法（同）」・「建築設計製図（同）」・「建築基準法令集（建築学会）」・「電気の理論ABC（オーム社）」・「JISに基づく標準製図法（理工学社）」・「新しい建築製図 上（学芸出版）」(6)、「機械一般（実教出版）」・「建築材料（同）」・「新機械設計 I（コロナ社）」・「機械材料（理工学社）」・「板金板取展開図集（同）」・「やさしいアーク溶接（産報）」・「構造用教材 I（建築学会）」・「簿記会計（一橋出版）」(5)がある。
- (27) 製図・デザイン関係の図書名で、「新建築設計製図」、「新編JIS機械製図」等は「建築設計製図」、「JIS機械製図」に含めた。また、「JISに基づく機械設計製図便覧」等、指導員用と推測されるものは除外して集計した。